

屋外広告物に 京都市の木を 使ってみませんか？

お得に

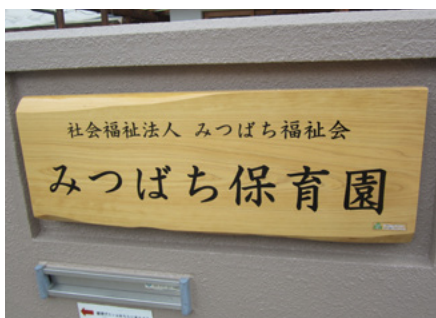
木のあるまちづくり推進事業

市内産木材「みやこ杉木（そまぎ）」
を住宅や店舗等で
使用される方を支援します。

【 屋外広告物等の木質化 】

京都市内の店舗や事務所などの屋外広告物等に市内産木材「みやこ杉木（そまぎ）」を使用される方を募集します。

過去の使用事例



▶ 募集期間

令和2年 **5/1** (金) ~ 令和3年 **1/15** (金)

※京都市域産材供給協会事務局 必着

▶ 応募資格

京都市内に住所を有する店舗等（賃貸を含む）に屋外広告物を掲示しようとする事業者を対象。

※「市内産木材を使った京のまちなみ推進事業（屋外広告物等の木質化）」実施要領の条件を満たすもの。

▶ 助成金額

屋外広告物に使用するみやこ杉木の購入経費及び加工費（税抜）の10分の9以内（上限8万円）を補助。

※設置の費用は補助の対象外

▶ 募集件数

約20件
(先着順)

裏面に続きます →

【 屋外広告物等の木質化 】

京都市内の店舗や事務所などの屋外広告物等に市内産木材「みやこ杉木（そまぎ）」を使用される方を募集します。

▶ 応募方法

実施要領をご確認のうえ、必要な書類を京都市域産材供給協会へ郵送または持参にてお申し込みください。実施要領、および申請書は京都市域産材供給協会ウェブサイトよりダウンロードして下さい。

申請される前に必ずお読みください

「市内産木材を使った京のまちなみ推進事業（屋外広告物等の木質化）」実施要領

申請時に必要なもの

- ・申請書一式
- ・都市計画局広告景観づくり推進室との協議書（第4号様式）
- ・交付対象となる「みやこ杉木」及びその加工費の見積書の写し
- ・木製屋外広告物の設計図（着色されているもの）（任意様式）
- ・現場位置図（任意様式）

申請内容に変更が生じた場合

- ・変更承認申請書（第6号様式）
- ・変更を希望する板材等 みやこ杉木使用明細書（第3号様式）

完了時

- ・使用状況写真（第8号様式）
- ・交付対象となる「みやこ杉木」及びその加工費の納品書の写し
- ・交付対象となる「みやこ杉木」及びその加工費の請求書又は領収書の写し

みやこ杉木（そまぎ）とは



京都市が進めている木材の「地産地消」です。京都市内の森林及び京都市内の林業事業者が林業生産活動を行う森林で産出された木材を原材料とする製材品、磨丸太及びこれらの加工品を「地域産材」と定義し、これら地域産材のしるしとして「みやこ杉木」マークを表示しています。

▶ 申請の流れ

- 1 京都市域産材供給協会（以下「協会」という）に予算状況を確認 TEL: 075-406-2671
- 2 木製看板を設置する箇所の写真撮影
※本補助事業には「みやこ杉木」を使用される箇所の施工前写真が必要です。施工前写真の提出のないものは補助の対象となりませんので施工される前には必ず撮影を行ってください。写真は近景、遠景、多方面からの撮影をお願い致します。
- 3 京都市都市計画局広告景観づくり推進室で、設置可能な看板の大きさや色等を確認の上「都市計画局広告景観づくり推進室との協議書」の承認を得る。
TEL: 075-222-4137
- 4 看板加工業者に、板類やデザインを相談
※「みやこ杉木」を加工する事業者は、協会に登録する生産事業者又は製品取扱事業者に限ります。
- 5 調達可能な木材の樹種や大きさを確認、見積書入手
- 6 看板加工業者と相談し、デザイン案を決定、見積書入手
- 7 申請書の作成、送付
※申請書類、使用状況写真を正しく記入されていない場合、訂正のやり取り等で通知までに時間がかかる場合がございますので、事前にFAX等で送って頂けたら書類の確認をさせていただきます。
- 8 書類審査の後、協会より交付決定通知書の受取り
- 9 看板を作成、設置
- 10 完了写真の撮影
※申請時と同じ角度で「みやこ杉木」を使用した箇所を鮮明に撮影してください。
- 11 協会へ完成報告
協会検査官による完了検査を受ける。

▶ お問い合わせ

京都市域産材供給協会

〒601-0125 京都市北区中川川登74

☎ 075-406-2671

info@miyakosomagi-e.net

http://www.miyakosomagi-e.net

FAX: 075-406-2823